

鈴鹿市公告第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定特定相談支援事業者を指定し、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者を指定したので、鈴鹿市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年鈴鹿市規則第24号）第4条の規定により次のとおり公告する。

令和7年8月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 clear

鈴鹿市西条一丁目18番3号第一コーポ優珈里102

- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地

相談支援事業所たきび

鈴鹿市西条一丁目18番3号第一コーポ優珈里102

- 3 指定等の年月日

令和7年9月1日

- 4 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

特定相談支援

障害児相談支援

- 5 事業の主たる対象者

障害者、障害児

- 6 事業所番号

特定相談支援      2430301578

障害児相談支援    2470300589